

資料 2

〔 令和 4 年 12 月 16 日 〕
〔 地 方 財 政 審 議 会 〕

総務大臣配分資産に係る平成30年度分から令和4年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（令和4年12月修正分）

資料 2-1

総務大臣配分資産に係る平成30年度分から令和4年度分までの固定資産税の
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和4年12月修正分)(総括)

(単位：百万円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
H30	0	0	△ 1,828	△ 418	△ 1,828	△ 418	△ 6
R元 (H31)	0	0	△ 1,884	△ 610	△ 1,884	△ 610	△ 9
R2	0	0	△ 1,751	△ 562	△ 1,751	△ 562	△ 8
R3	0	0	△ 1,648	△ 521	△ 1,648	△ 521	△ 7
R4	1,851	1,333	△ 1,249	△ 992	602	341	5
計	1,851	1,333	△ 8,359	△ 3,102	△ 6,508	△ 1,769	△ 25

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。